宍粟市空き家下水道使用料軽減規則をここに公布する。

令和６年２月20日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第８号

宍粟市空き家下水道使用料軽減規則

（目的）

第１条　この規則は、適切に管理されている空き家（常時使用していない状態にある居住の用に供する家屋（別荘及び賃貸物件を除く。）をいう。以下同じ。）の所有者に係る下水道使用料を軽減することによって、空き家の適切な管理を促し、もって周辺の住環境を保全することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　下水道使用料　宍粟市下水道条例（平成17年宍粟市条例第169号）第16条及び宍粟市生活排水処理施設条例（平成17年宍粟市条例第172号）第14条に規定する使用料をいう。

（２）　給水装置　宍粟市水道事業給水条例（平成17年宍粟市条例第211号）第３条に規定する給水装置をいう。

（軽減の対象者）

第３条　下水道使用料の軽減の対象となる下水道の使用者は、宍粟市空き家水道料金軽減規程（令和６年宍粟市水道事業管理告示第１号。以下「空き家水道料金軽減規程」という。）の規定による水道料金の軽減の対象となる給水装置が設置された空き家（以下「軽減対象空き家」という。）の所有者とする。ただし、下水道使用料の滞納がある者を除く。

（軽減の申請）

第４条　下水道使用料の軽減を受けようとする下水道の使用者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ別に定める申請書に、申請者の住所がわかる身分証明書等の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請が適当と認めたときは、その旨を申請者に書面で通知する。

（軽減する下水道使用料の額等）

第５条　前条第２項の規定による通知を受けた者（以下「軽減対象者」という。）に係る下水道使用料の軽減は、同条第１項の規定による申請があった日の属する月の翌月からその月が属する年度の３月までの月分として徴収する下水道使用料について行う。

２　軽減する下水道使用料の額は、500円とし、当該軽減する額は、宍粟市下水道条例別表に定める基本使用料又は宍粟市生活排水処理施設条例別表第２に定め

る基本使用料の額から減じるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、空き家水道料金軽減規程第５条第３項の規定により水道料金の軽減が行われないこととなった月分の下水道使用料については、軽減を行わないものとする。

（届出の義務）

第６条　軽減対象者は、軽減対象空き家を常時使用していない状態でなくなったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

（軽減の停止）

第７条　市長は、前条の規定による届出があった場合は、下水道使用料の軽減を停止する。

２　市長は、軽減対象空き家が前条に規定する状態となった事実を把握したときは、職権により、当該軽減対象者に係る水道料金の軽減を停止する。

（返還）

第８条　市長は、偽りその他不正な手段により下水道使用料の軽減を受けた者があるときは、その者から、当該軽減を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第９条　この規則の規定による下水道使用料の軽減を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行し、令和11年３月31日をもって失効する。

（準備行為）

２　第４条第１項の規定による申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。この場合において、当該申請に係る下水道使用料の軽減は、第５条第１項の規定にかかわらず、令和６年４月以降の月分として徴収する下水道使用料について行うものとする。